

## 令和6年度 介護職員等処遇改善加算

令和6年6月

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のため制度化され実施された「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧3加算）」を一本化し、制度の簡素化を図るとともに、加算率を引き上げた「介護職員等処遇改善加算（新加算）」が令和6年度介護報酬改定で創設され、令和6年6月から制度運用が開始されました。

職員への支給は、旧3加算の一時金（賞与）による支給から、新加算が開始される令和6年6月から例月給与での支給となります。

### ○ 介護職員等処遇改善加算（新加算）

「旧3加算」の制度要件を再編・統合し合わせて4段階で加算率の引き上げを実施。

- ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

サービス区分毎の加算率

サービス区分	介護福祉施設	
	短期入所生活介護 (地域密着)	通所介護
新加算Ⅰ	14.0%	9.2%
新加算Ⅱ	13.6%	9.0%
新加算Ⅲ	11.3%	8.0%
新加算Ⅳ	9.0%	6.4%

### ○ 介護職員等処遇改善加算（新加算）算定要件

(1) キャリアパス要件

- ① キャリアパスⅠ（任用要件、賃金体系）
- ② キャリアパスⅡ（研修の実施等）
- ③ キャリアパスⅢ（昇給の仕組み）
- ④ キャリアパスⅣ（改善後の賃金額）
- ⑤ キャリアパスⅤ（介護福祉士等の配置）

(2) 月額賃金改善要件

- ① 月額賃金改善要件Ⅰ（加算額の2分の1以上を月額支給）
- ② 月額賃金改善要件Ⅱ（前年度比加算額増分の3分の2以上を月額支給の引き上げを行う）

(3) 職場環境要件

- ① 新加算区分Ⅰ・Ⅱ（職場環境等要件6区分の各区分で2つ以上の取組を実施：実施した取組内容の公表）
- ② 新加算区分Ⅲ・Ⅳ（職場環境等要件6区分の各区分で1つ以上の取組を実施）

○ 霞桜会における介護職員等処遇改善加算の支給

(1) 月例給与支給

- ・令和6年6月からの職員への支給は、月例給与で行っています。
- ・給与：手当区分「処遇改善加算」にて支給
- ・支給日：毎月25日（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 職員への支給配分

- ・介護職員（「経験・技能のある介護職員」、「その他の介護職員」）及び「その他職種の職員」に対し、法人の配分ルールに基づき支給します。
- ・職員への配分は、介護職員を主に行い、「経験・技能のある介護職員」への配分を厚くし、次に「その他の介護職員」に配分した上で、「その他職種の職員」への配分を行う。

・職員の区分

① 「経験・技能のある介護職員」

ア 当法人において勤続10年以上で、かつ介護福祉士資格を有する常勤職の者及び常勤職に準ずる勤務形態にある非常勤職員

イ 当法人において勤続10年未満の介護福祉士にあつては、介護主任、同副主任、ユニットリーダー等の役職の者又は同等と法人が認める者

② 「その他の介護職員」

ア 「経験・技能のある介護職員」に含まれない介護職員

③ 「その他職種の職員」

ア 介護職以外のその他職種の職員

**社会福祉法人 霞桜会**

〒300-0876

茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

Tel. 029-830-4755 fax 029-830-4771

e-mail morinoie@intio.or.jp